

第 6459 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月15日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 災害損失欠損金の繰戻しによる還付

Q : 新型コロナウイルスの影響により損失が発生した場合、災害損失欠損金の繰戻しによる還付を受けられるかもしれないと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

新型コロナウイルスにより、例えば次のような費用や損失が生じた場合は、この制度の適用を受けることが認められます。

- ① 飲食業者等の食材の廃棄損
- ② 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ③ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ④ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ⑤ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】